

青森県教育委員会第712回定例会会議録

期 日 平成20年5月7日（水）

場 所 教育庁教育委員会室

議事目録

- 議案第1号 青森県教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱案 … 原案決定
- 議案第2号 平成20年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について … 原案決定
- 議案第3号 青森県立図書館協議会委員の人事について … 原案決定
- 議案第4号 青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について … 原案決定
- そ の 他 民間人校長の登用について
- そ の 他 授業料事務適正化庁内検討プロジェクトチームについて

平成20年5月7日（水）

・開会 午後1時30分

・閉会 午後1時52分

・出席者の氏名

川村恒儀、鈴木秀和、福島哲男、島 康子、高橋幸江、（教育長）田村充治

・説明のために出席した者の職

橋本教育次長、細越教育次長、尾崎参事、小林参事、金子参事、長尾参事、山谷参事、外崎参事、教育政策・教職員各課長

・会議録署名委員

島委員、高橋委員

・書記

相坂 譲、白戸克幸

## 会 議

### 議案第1号 青森県教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱案

(事務局説明 新岡教育政策課長)

昨年6月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、同法第27条により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、公表しなければならないこととなった。

その目的は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、県民の方々への説明責任を果たしていくことである。

このことから、事務の点検及び評価を適切に実施するため、その基本となる事項を定める、青森県教育委員会の事務の点検及び評価実施要綱を定めるものである。

この点検及び評価に当たっては、「青森県教育施策の方針」に基づき、事務が適切に実施されているか点検するため、学校教育指導、社会教育行政、保健体育行政及び文化財保護行政の各分野において実施するというものである。

(川村委員長)

意見、質問はあるか。

(鈴木委員)

要綱案第2の「教育委員会は、毎年前年度の教育に関する事務が青森県教育施策の方針に基づいて適切に実施されているか」という点について、「適切」だけだとちょっと不十分と思う。「適切かつ有効に実施されているか」、つまりどれだけ有効性があるかということが大切なポイントなのではないかと思うので、その点も加えていただきたい。

(田村教育長)

「適切かつ有効に」ということだが、「有効」というのは何ををもって有効なのかという部分が出てくる。この教育施策の方針に基づいて、執行の状況等についての点検・評価を行うことになるので、「有効」ということになると、その判断が難しい。

(川村委員長)

「有効」まで述べなければならないのかどうか。

(鈴木委員)

「評価」ということなので、適切に行われているということに加えて、その施策がどれだけ効果が上がっているかという意味で、「有効」ということを申し上げたい。

(田村教育長)

要綱案第3のところ、学識経験者の知見の活用等があるので、これに基づき助言等をいただきながら、有効性についても併せて評価されるということになる。

(細越教育次長)

「適切」という文言は、事務局としては「有効」ということも含めた形で文言を整理した。要綱案第4で、点検及び評価の結果については、「効果的な」教育行政の推進に活用するものとする一と謳っているので、「適切」ということで、御承認をいただきたい。

(教育長)

学識経験者の方々のいろいろな知見を基にして、評価等をいただきながら、「効果的な」教育行政の推進を図るということである。

(鈴木委員)

そういうことが盛り込まれているのであれば、よろしい。

(川村委員長)

ほかに意見、質問はあるか。

なければ、議案第1号は原案どおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(川村委員長)

議案第1号は、原案どおり決定する。ただいま決定した要綱により、今後の効果的な教育行政の推進のため、教育委員会の事務の点検及び評価を実施していきたい。

議案第2号 平成20年度青森県教科用図書選定審議会委員の人事について

(事務局説明 小林参事・学校教育課長)

今年度は、平成21年度に小学校で使用する教科用図書、特別支援学校の小学部及び中学部並びに小学校・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択を行うことになっている。

都道府県の教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、市町村教育委員会等が行う採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行わなければならないことになっている。また、指導等を行おうとするときは、あらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞かなければならないこととなっている。

教科用図書選定審議会は、条例により17名の委員で構成されており、毎年選任することになっているので、今年度は、資料の名簿に掲げる方々を任命したいと考えている。

(川村委員長)

この2号委員というのは、指導主事が多いようだが、これは毎年再任されているのか。1号、3号は新任が多いようだが。

(小林参事)

2号委員について、例えば、青森市や藤崎町のように、教育長が交代していない場合は、そのまま再任している。

(川村委員長)

ただ今の説明について、質問はあるか。

なければ、議案第1号は原案どおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(川村委員長)

議案第2号は、原案どおり決定する。

議案第3号 青森県立図書館協議会委員の人事について

(事務局説明 長尾参事・生涯学習課長)

県立図書館の運営に関して助言をいただくため、図書館法第15条の規定に基づいて任命している青森県立図書館協議会の委員の任期が、平成20年5月12日で満了となるので、新たに委員を任命するものである。

今回任命する委員10名のうち、新任は学校教育関係者として工藤志津子氏の1名、社会教育関係者として田澤稔美氏の1名、学識経験者として工藤征洋氏、工藤雅市氏、館山耕二氏、成田育男氏、嶋川美智子氏の5名で、他の3名は再任である。

学識経験者のうち、成田育男氏、嶋川美智子氏の2名は、県民の意見を図書館運営に反映させるために実施している公募による候補者である。

なお、委員の任期は、平成20年5月13日から2年間である。

(川村委員長)

ただ今の説明について、質問はあるか。

なければ、議案第3号は原案どおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(川村委員長)

議案第3号は、原案どおり決定する。

議案第4号 青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の人事について

(事務局説明 外崎参事・文化財保護課長)

青森県古式銃砲刀剣類登録審査委員の任期が、平成20年5月12日をもって満了することになるため、二唐俊ほか3名を再任するものである。

なお、委員の任期は、平成20年5月13日から平成22年5月12日までの2年間である。

(川村委員長)

ただ今の説明について、質問はあるか。

なければ、議案第4号は原案どおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(川村委員長)

議案第4号は、原案どおり決定する。

そ の 他 民間人校長の登用について

(事務局説明 白石教職員課長)

これまでの経緯であるが、平成12年4月の学校教育法施行規則の改正施行により、教員免許の有無を問わずに、人材を幅広く校長として採用することが可能となった。

本県では、この改正を受け「校長の選考規準」を改正し、平成16年度に全国公募の特別試験を実施し、平成17年度に民間人校長として、佐藤和志氏を県立八戸工業高等学校校長に採用した。

これまでの成果であるが、民間人校長の登用は、様々な機会を通して県内の多くの教職員の意識改革をもたらしていること、地域社会等との積極的な交流促進が教育関係者から高い評価を得ていることなど、本県学校教育の活性化に大きく貢献したと考えている。これらを踏まえ、平成19年度において、再度全国公募を行ったところであるが、適任者が得られなかったところである。

今年度は、応募期間及び周知方法を見直した上で、改めて民間人校長採用特別選考試験を実施するものである。

応募期間についてであるが、平成17年度は応募人数は21名であったが、昨年度は10名ということで、この理由としては、民間企業の景気が良くなってきていることなどが要因とも考えられるが、今回は応募期間を1月程度長い約2ヶ月間に設定し、多くの方々の応募機会の確保に努めたいと考えている。

周知方法についても昨年度は、青森県教育委員会のホームページへの掲載、各県人会への依頼、報道機関への報道依頼などを通して周知を図っていたが、今回はさらに県内の青森商工会議所連合会など各種団体等へ直接訪問依頼し、周知に努めたいと考えている。

(川村委員長)

意見、質問はあるか。

(島委員)

今年、募集期間の間に、例えばUターン、Iターンに絡む県のフェアとか、Uターン、Iターンに関しての情報を流す場面で民間人の校長先生の募集についても取り上げてもらうなどの手法もあるのではないか。

(事務局説明 白石教職員課長)

私どもとしては、様々な機会を捉えて周知を図っていきたいと考えているが、情報発信の場がどこにあるかということも確認しながら、委員からの提案も含めて、積極的に周知をしていきたいと思っている。

(川村委員長)

私も同意見であり、商工会議所連合会ももちろんであるが、県内にも優秀な人材がいるかもしれないが、中央の方へもう少し発信して、強くアピールをお願いしたい。

ほかに意見、質問はあるか。

なければ、ただ今の件については了解した。

そ の 他 授業料事務適正化庁内検討プロジェクトチームについて

(事務局説明 金子参事・学校施設課長)

先般、包括外部監査から授業料の未収について指摘を受けたことから、授業料徴収事務における課題を整理し、具体的な改善策を検討するため、4月28日に、「授業料事務適正化庁内検討プロジェクトチーム」を立ち上げた。

プロジェクトチームは私、学校施設課長をリーダーとし、庁内関係課、県立高校事務長、県内5地区の事務職員で構成されており、県立高校への授業料未納に係る校内検討委員会の設置や授業料徴収マニュアルの作成等を検討することとしている。

なお、第1回会議では、検討項目の確認を行うとともに、それぞれの立場から授業料徴収事務について意見交換を行ったところである。

今後は、プロジェクトチームやワーキンググループで検討し、改善策を作成の上教育長に報告するとともに、県立高等学校長へ周知していくこととしている。

(川村委員長)

千葉県だったか、未納者に対する対応が問題になったのは。入学金だったか。このことについては、皆、非常に興味があるので、慎重に対処していただきたい。

意見、質問はあるか。

なければ、ただ今の件については、了解した。

この授業料未収事案については、生徒のことを考えた教育的配慮であったと聞いているが、不適切な会計処理と指摘された点については、関係者の皆さんで知恵を出し合って改善策を練り上げていただきたい。